

〔商品説明書〕

変動金利定期預金

(2013年1月4日現在)

商品名	変動金利定期預金	
販売対象	<単利型> ● 個人および法人 <複利型> ● 個人限定	
預入期間	● 3年	
預入	預入方法	● 一括預入
	預入金額	● 1円以上
	預入単位	● 1円単位
払戻方法	● 満期日以後一括払戻し	
利息	適用金利	● 約定利率は、預入日（継続の場合は、継続日）から満期日の前日までの間に到来する6か月ごとの応答日に変動します。 ● 変更後の利率は、その日を預入日とする以下の6か月定期預金の利率に所定の上乗せ金利を加えたものを適用します。 ① 1円以上1,000万円未満の場合：自由金利型定期預金（M型） ② 1,000万円以上の場合：自由金利型定期預金 ※ 上乗せ金利の利率は満期日まで変わりません。
	利払方法	<単利型> ● 中間利払日（預入日から6か月ごとの応当日）および満期日以後に分割支払い ● 中間利払日には、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率により計算した利息を支払い、中間利息を差引いた利息の残高は満期日に支払います。 ※ 中間利払利率……約定利率×70%（小数点第4位以下切捨て）
	計算方法	<複利型> ● 満期日以後一括支払い <単利型> ● 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 <複利型> ● 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算（半年複利計算）
	課税方法	● 20.315%の源泉分離課税（個人の場合） ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までに受取る利息については、復興特別所得税0.315%が追加課税され、20.315%の税金がかかります。

付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合口座の担保としても利用できます。(貸越利率は、担保定期預金の約定利率の0.5%高) ● マル優がご利用できます。
期限前解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 別表をご参照ください。
利率情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 利率は店頭金利表示ボードに表示しています。 もしくは窓口でお問い合わせください。
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。 ※ 預金保険制度について、くわしくは「預金保険制度」のパンフレットをご参照ください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 預入時の申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。 ● 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

当行の指定紛争解決機関[※]：一般社団法人全国銀行協会

〔連絡先〕 全国銀行協会相談室

〔住所〕 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

〔電話番号〕 0570-017109 または 03-5252-3772

(注) 受付日：月～金曜(祝日および銀行の休業日を除く)、受付時間：午前9時～午後5時

※ 〈指定紛争解決機関〉

- 指定紛争解決機関(一般社団法人全国銀行協会)は、銀行取引に関するトラブルについて中立・公平な立場で解決のための取組みを行います。
- 一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

〈全国銀行協会相談室のご案内〉

- 全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。
- ご相談・ご照会等は無料です。くわしくは、一般社団法人全国銀行協会ホームページをご参照ください。

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>

別表：期限前解約時の取扱い（変動金利定期預金）

満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻しします。

預入していた期間	期限前解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上 1年未満	約定利率×40%
1年以上 1年6か月未満	約定利率×50%
1年6か月以上 2年未満	約定利率×60%
2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%
2年6か月以上 3年未満	約定利率×90%

(注) 中間払利息が支払われている場合は、その支払額（中間払利息が複数ある場合はその合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。